



憲法改悪阻止！ シリーズ ③

96条先行改憲 = 7党が賛成せず 賛成は自民と維新のみ

『東京新聞』は6月30日紙面で、29日開催された関西プレスクラブ主催の9党幹事長らによる討論会の様子を伝えています。それによると「自民党は改憲の発議要件を緩和する96条の先行改憲を主張したが賛同したのは日本維新の会のみ。自民党と連立政権を組む公明党も96条見直しに慎重な考えを示した」などと伝えられています。

憲法98条では「この憲法は国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令…（略）…はその効力を有しない」と規定しています。「六法全書」といった表現で、他の法律と憲法が同列に扱われるケースがありますが、しかし、憲法は国の法律の根本というべきものです。さらに99条では「…（略）…**国務大臣、国会議員、裁判官、その他公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負ふ**」と規定しています。

そしてさらに、**憲法前文**では「**そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する**」と謳っています。つまり、この国の主権者は国民であって、国政を任された権力者は憲法を守り政治を行わなければならない義務があり、その結果は国民が享受するのです。憲法は国民が権力者に守らさなければならない最高の法規です。だからこそ96条で、一般の法律とは違うハードルの高い改正条件を設けているのです。

憲法改正は内容勝負です。改憲したいからそのハードルを下げる（96条先行改正）は本末転倒です。**少なくとも、自民党と日本維新の会には国政を任せることはできません。**